

データマーケティングサービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、利用者と株式会社ファミリーマート（以下「FM」という）と株式会社ファミマデジタルワン（以下「FDO」という）の三者間で、利用者がFMの主宰するコンビニエンスストアチェーンの店舗（以下「FM店」という）における商品の販売動向等を把握し、FMに対する品揃えおよび棚割りの提案力を向上することを目的として利用する、マーケティング関連のサービス（以下「本サービス」といい、第2条に定義する）にかかる契約関係について定めることを目的とする。利用者は、本規約に同意のうえ、本規約に基づき本サービスの個別発注を行うものとする。

第2条（本サービス）

1. 本サービスとは、以下の各号に定めるサービスをいう。
 - (1) FM店の購買データに関連する分析業務（以下「アドホック分析」という）
 - (2) FMとFDOが共同して管理・提供するスマートフォン用アプリケーション「ファミペイ」の利用にあたり、FMが管理・運営する会員組織への会員登録を行ったファミペイ会員のサービス利用履歴、購買履歴等の情報基盤を活用した調査票設計、実査、集計、分析レポートその他の調査業務（以下「アンケート分析」という）
2. 前項の本サービスの内容、実施期間または期日、成果物の納入日、対価その他本サービスの履行に必要な条件は、本規約に定めるものを除き、本サービスの発注書（第3条に定義）にて、都度定めるものとする。
3. 利用者は、本サービスに関する業務をFMに委託するものとする。また、FMは本サービスに関する業務をFDOに再委託するものとし、利用者はこれを予め承諾する。

第3条（本契約の成立）

1. 本サービスの委託に関する契約（以下「本契約」という）は、利用者が本規約に同意のうえ、本サービスにかかる発注書（以下「発注書」という）を、FMの指示に基づき、FMの再委託先であるFDOに対し提出し、FMの指示を受けたFDOが当該発注書を受領したときに、本規約および発注書の内容を契約内容として成立するものとする。なお、利用者が本サービスのうちアドホック分析を委託する場合は、「アドホック分析用発注書」を、アンケート分析を委託する場合は「アンケート分析用発注書」をFDOに対し提出するものとする。
2. 利用者、FMおよびFDOは、必要のある場合、当事者間で協議のうえ、前項により成立した本契約の内容を変更することができる。なお、当該変更が本サービスの内容に係るものである場合、利用者、FMおよびFDOは、本サービス履行の対価の変更についても協議を行うものとする。
3. 本規約の各条項と発注書の内容に矛盾、齟齬または不一致がある場合、発注書の定めが優先して適用されるものとする。

第4条（成果物の納入・引渡し）

1. 本サービスの履行に関連して、利用者に対する納入物（以下「成果物」という）がある場合、FDOは、FMの指示に基づき、発注書に定める期日までに成果物を利用者に対し直接納入するものとする。
2. 利用者は、前項に基づく成果物の納入後、3営業日以内に成果物の受入検査を行い、FDOに当該検査の結果を書面にて報告するものとする。本サービスおよび成果物のFDOから利

用者への引渡しは、当該検査合格時をもって完了するものとする。なお、当該期間内に利用者から FDO に何らの意思表示もなされない場合は、当該期間の経過した日をもって成果物は当該検査に合格したものとみなす。

3. 前項に定める検査の結果が不合格となった場合で利用者の指示があったときは、FDO の負担により修補等を行い利用者に納入するものとし、利用者は必要とする範囲で前項所定の検査を再度行うものとする。
4. FM および FDO は、成果物について、第 2 項の引渡完了後も、FM および FDO の業務上必要と定めた範囲内において成果物を利用できるものとし、利用者はこれを予め了承する。

第 5 条 (アドホック分析に基づく成果物の管理、第三者への開示)

1. 利用者は、アドホック分析に基づく成果物について、利用者の社内における分析以外の目的での利用を行ってはならない。また、アドホック分析に基づく成果物を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、すべての合理的な漏えい防止手段を講ずる。
2. 利用者が、アドホック分析に基づく成果物を利用者の業務上必要な範囲内において第三者に開示し、または閲覧させる場合には、事前にその目的および相手先を明らかにし FM および FDO に書面で通知のうえ、承諾を得なければならない。ただし、利用者は、本契約成立に際して FM および FDO と利用者が協議の上選定した企業(発注書に記載のとおり) に対しては、業務上必要な範囲内に限り、利用者が FM および FDO に対して負う守秘義務と同等の守秘義務を課したうえで成果物を開示することができるものとし、FM および FDO はこれをあらかじめ承諾する。
3. 前項の場合、利用者は、その第三者に対して本契約に基づき負担するのと同じ義務を利用者の責任で課すとともに、その第三者の行為について連帯して FM および FDO に対し責任を負う。

第 6 条 (提供物等)

1. 利用者が、本サービスの遂行のために必要であると判断して FM または FDO に提供するデータ、画像、動画、製品等(以下、総称して「提供物」という)について、利用者は自己の責任と費用によりこれらを用意し、FM または FDO に提供する。なお、FM および FDO による提供物の使用は、本契約に別段の定めがない限り無償とする。
2. 提供物の使用に関して、FM および FDO は自己の従業員に対し善良な管理者の注意をもって使用、保管させるものとし、利用者の承諾を得ることなく他の目的に転用し、または第 9 条 1 項に基づく再委託先を除く第三者に提供、貸与、閲覧等をさせてはならない。
3. FM および FDO は、本サービス(成果物の作成および納入を含むが、これらに限られない)のうち提供物を使用し、または依拠した部分(以下「提供物関連業務」という)の正確性、完全性、正当性および適法性について一切責任を負わないものとする。
4. 提供物または提供物関連業務について第三者より何らかの苦情、クレーム、警告、訴えの提起、その他主張等がなされた場合、利用者は、専ら FM および FDO の責に帰すべき事由による場合を除き自己の責任と費用をもってこれに対応し、解決しなければならないものとする。なお、提供物に起因して FM および FDO または第三者に損害が発生した場合、利用者は生じた損害を賠償するものとする。

第 7 条 (FM または FDO の名称の使用)

利用者は、成果物に関する内容または情報について、FM または FDO の商号、名称等を付して利用者以外の第三者に対する開示、公表または提供を希望するときは、事前に第 5 条 2 項

の承諾に加え、商号、名称等を付すことにつき、FM および FDO の書面による承諾を得なければならない。

第8条（委託料）

1. 利用者は、FM の指示に基づき、本サービスの履行の対価として発注書に定める委託料を FDO に対し支払うものとする。
2. 利用者は FDO に対し、第4条第2項に基づく成果物の引渡完了日の翌月末日（当該日が金融機関休業日の場合はその翌営業日とし、順延期間が3日以上になる場合はその前営業日とする）までに、前項の委託料に賦課される消費税および地方消費税相当額を加算し、FDO が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は利用者の負担とする。また、FM と FDO 間の委託料の精算方法については、FM と FDO が別途協議のうえ定めるものとする。

第9条（再委託）

1. FDO は、FM から再委託を受けた本サービスの全部または一部を第三者にさらに再委託することができるものとする。
2. FDO は、本サービスの全部または一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者に対して、本契約に基づき自己に課された義務と同等の義務を課すものとする。

第10条（成果物の権利帰属）

成果物に関する知的財産権は、FM および FDO に留保されるものとし、FM および FDO は利用者に対して成果物の利用に関して必要な限りにおいて、当該知的財産権の非排他的な利用権を付与するものとする。なお、当該利用に関する利用料は、発注書に定める委託料に含まれるものとする。また、FM および FDO は、本契約に別段の定めがある場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使しないものとする。

第11条（保証）

1. FM および FDO は、成果物が第三者の権利を侵害していないことを保証する。
2. FM および FDO は、利用者が成果物を利用することにより期待する成果について一切の保証を行わない。
3. 利用者は、成果物の利用につき一切の責任を負うものとし、当該利用によって利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、FM および FDO はかかる損害の賠償その他一切の責任を負わない。

第12条（権利侵害）

本サービスの実施過程または成果物に関して、第三者との間で特許権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権の侵害に関するクレーム、警告、訴えの提起その他の紛争（以下「紛争等」という）が生じた場合には、FM および FDO が自己の費用と責任において紛争等の解決にあたるものとする。ただし、第6条3項および4項に定める提供物関連業務については、当該条項の定めによる。

第13条（秘密保持）

1. 利用者、FM および FDO は、本契約の履行に関連して他の当事者から開示を受ける営業上、技術上、経営戦略上、財務上、その他業務上の情報であって次の各号の一に該当するもの（以

下「秘密情報」という)を事前に当該他の当事者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を合理的に知る必要があつて、本契約に定めるものと同等の秘密保持義務を負う、その役員、従業員および第9条1項に基づく再委託先、ならびに法律上の秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の公的資格を有する者を除く第三者に開示または漏洩してはならないものとする。なお、FM または FDO から利用者に開示する情報のうち、アプローチ方法、問題解決手段、分析方法、アイディア、およびノウハウに関する情報については、本項の定めにかかわらず秘密情報とし、本条の適用を受けるものとする。

- (1) 秘密である旨が明示された資料、電磁的記録媒体等の有体物または秘密である旨が明示された電子メール等電磁的記録の送信により開示を受けた情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であつて、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の概要を書面(電子メール、電子ファイル等電磁的記録を含む)にし、かつ、当該書面において秘密である旨を明示して提供されたもの
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示のときに、既に公知であつた情報、または既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となつた情報
 - (3) 開示後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報によることなく被開示者が独自に開発または創作した情報
 3. 利用者、FM および FDO は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとし、また本サービスの実施に合理的に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならないものとする。
 4. 第1項の定めにかかわらず、利用者、FM および FDO は、秘密情報につき、裁判所、行政機関その他公権力の命令により、秘密情報を開示する必要がある場合には、当該命令をなした機関当局に秘密情報を開示することができるものとする。ただし、かかる場合、当該命令を受けた当事者は、他の当事者にその旨直ちに通知するものとし、当該命令に基づく開示につき、適切な措置を講じる機会を与えるものとする。
 5. 利用者、FM および FDO は、本契約に基づく本サービスが終了した場合であつて、他の当事者から要求のあつたときには、秘密情報(本条第3項に基づく複製物を含むものとする)を直ちに当該他の当事者に返還または廃棄するものとする。
 6. 前各項の定めにかかわらず、三者間で別途本サービスに関して秘密保持契約を締結した場合には、当該秘密保持契約の内容が本条の規定に優先して適用されるものとする。

第14条 (個人情報保護)

利用者、FM および FDO は、本サービスに関連して取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律その他適用ある法令およびガイドラインを遵守するものとする。

第15条 (損害賠償)

1. 利用者、FM および FDO は、本契約上の義務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により他の当事者に損害を与えた場合、当該損害のうち通常かつ直接に生じた損害を賠償するものとする。
2. 前項の損害賠償額については、本契約に定める委託料の額を上限とする。ただし、故意または重過失に基づく場合はこの限りではないものとする。

第16条 (免責)

本サービスのうち、アンケート分析の実施にあたり、利用者が提供するサンプル品を調査対象者（以下「モニタ」という）に対して試飲、試食または試用させる場合、本サンプル品の欠陥（製造物責任法第2条第2項で定める欠陥をいう）によってモニタの身体、生命、財産などモニタに対して何らかの損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任で当該損害を賠償するものとし、FM および FDO はこれらに関し何らの責任を負わないものとする。ただし、当該損害の原因が FM または FDO の責に帰すべき事由によることが明らかな場合については、責を負うべき当事者が自己の費用と責任で当該損害を賠償し、第三者の責に帰すべき事由によることが明らかな場合については全当事者が協力して解決に努めるものとする。本サンプル品の欠陥に起因してモニタ以外の第三者に損害が生じた場合も同様とする。

第17条（不可抗力）

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他当事者の責に帰すことのできない事由により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合、当該当事者はその責を負わないものとする。

第18条（有効期間）

本契約の有効期間は、第3条第1項に基づく本契約の成立日から、第8条第2項に基づく委託料の支払が完了する日までとする。

第19条（解除）

1. 利用者、FM および FDO は、他の当事者が次の各号の一つにでも該当する場合、何らの催告その他の手続きを要することなく、本契約の全部または一部を直ちに解除することができる。なお、これにより被った損害の賠償を請求することができる。
 - （1）本契約の各条項の一つにでも違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反を是正しないとき。
 - （2）自らの責に帰すべき事由により、本契約の義務を履行できる見込みがないとき。
 - （3）手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止となったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき。
 - （4）監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - （5）仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売等の申し立ての処分を受けたとき。
 - （6）破産、特別清算、民事再生手続きもしくは会社更生手続き開始の申立を受け、または自ら申立てたとき。
 - （7）第20条に違反したとき。
 - （8）前各号の事態が生じるおそれがあると判断される相当の事由があるとき。
2. 前項に基づき本契約が解除された場合、FDO は、当該解除の時点までに実施した本サービスに係る成果物を利用者に引渡し、利用者は、当該時点までの本サービスに係る対価を FM の指示に基づき FDO に支払うものとする。

第20条（反社会的勢力の排除）

利用者、FM および FDO は、現在および将来において、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- （1）自己または自己の役員もしくは実質的に経営権を有する者（以下総称して「自己の役員等」という）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に属していないこと。

- (2) 反社会的勢力により、その事業活動を支配されていないこと。
- (3) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有していないこと。
- (4) 前各号のほか、自己または自己の役員等が、反社会的勢力と関係を有することによって、社会的に非難されることがないこと。

第21条（権利義務の譲渡）

利用者、FM 及び FDO は、本契約に基づき、相手方に対して有する権利又は相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第22条（残存条項）

本契約終了後といえども第4条第4項、第5条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第21条、本条、第23条および第24条の定めは、引き続き適用される。

第23条（協議）

本規約及び本契約について疑義や定めのない事項が生じた場合には、利用者、FM および FDO は誠意をもって協議し円満解決を図り、相互の信頼関係を破壊することがあってはならない。

第24条（合意管轄）

利用者、FM および FDO は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

(2020年9月1日版)